

2026年6月18日

各 位

会 社 名 株式会社カプコン  
代 表 者 名 代表取締役社長 辻本春弘  
(コード番号：9697 東証プライム)  
問 合 せ 先 広報 IR 室長 岡田良平  
電 話 番 号 (06) 6920-3623

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する  
譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 6,760株
(3) 処分価額	1株につき2,960円
(4) 処分価額の総額	本自己株式処分は、社外取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、取締役会決議日の前営業日（2026年6月17日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（2,960円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（20,009,600円）を処分価額としております。
(5) 割当予定先	当社の社外取締役5名（※） 6,760株 ※ 監査等委員である取締役を除きます。

2. 本自己株式処分の目的および理由等

当社は、本日開催の第47期定時株主総会において、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象社外取締役」という）について、客観的かつ独立した立場からの当社経営の監督と、株主の皆様と一層の価値共有を目的として、報酬制度を見直すこととし、基本報酬枠とは別枠で、新たに、譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）報酬に係る制度（以下、「本制度」という）を導入することについてご承認をいただきました。

なお、本制度の概要は、次の(1)から(3)までのとおりです。

### (1) 譲渡制限付株式 (RS) の割当方法等

本制度に基づき、当社は、譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役会決議に基づき、対象社外取締役に対し、下記の(i)または(ii)の方法により、譲渡制限付株式 (RS) の交付等を行う。

- (i) 対象社外取締役からの募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに、取締役の職務執行の対価として、当社が無償で当社の普通株式 (譲渡制限付株式) を割り当てる方式 (以下、「無償交付方式」という)
- (ii) 対象社外取締役が当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社の普通株式 (譲渡制限付株式) を割り当てる方式 (以下、「現物出資方式」という)

なお、無償交付方式による場合の対象社外取締役の報酬額および現物出資方式による場合に対象社外取締役が割当てを受ける当社の普通株式 (以下、「当社株式」という) の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値 (同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、対象社外取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会が決定した額とする。

### (2) 譲渡制限付株式報酬の上限

対象社外取締役への譲渡制限付株式 (RS) の交付または交付のために支給される金銭報酬債権 (現物出資方式の方法による場合に限る) の総額は、対象社外取締役の基本報酬枠 (年額1億円以内) とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて年額50百万円以内とする。

また、無償交付方式または現物出資方式により発行または処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年4万株以内とする。ただし、当社の普通株式の株式分割 (当社の普通株式の無償割当てを含む) または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。

### (3) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象社外取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約 (概要は下記「3.」のとおり) を締結するものとする。

## 3. 本自己株式処分の概要

今般、当社は、本日開催の取締役会決議により、当社の社外取締役5名 (監査等委員である取締役を除く。以下、「割当対象者」という) に対し、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、取締役としての職務執行の対価として当社の普通株式合計6,760株 (以下、「本割当株式」という) を、無償交付方式により付与することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

割当対象者は、2026年7月17日（割当日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

##### （2）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2026年7月17日（割当日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時点までの間（以下、「本役務提供期間」という）、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、本役務提供期間において、死亡により当社の取締役その他当社取締役会で定める地位も喪失した場合、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は、1とみなす）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる）の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。なお、当社は、割当対象者が、本役務提供期間において、死亡以外の理由により当社の取締役その他当社取締役会で定める地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、これを無償で取得する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、割当対象者が当社の指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当社の取締役会の決議により、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年7月から組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる）の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

#### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（2026年6月17日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,960円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上